

伊賀市文化振興ビジョン（案）

～ 「不易流行」が育む 心豊かなひと・まち ～

2019.4.26



目次

第1章 策定にあたって	2
[趣旨]	2
1. ビジョンの位置づけ	
2. ビジョンの期間	
3. ビジョンで取り上げる「文化芸術」の範囲	
4. ビジョンの対象と広域的な視点	
第2章 伊賀市の文化芸術の特性（背景と課題）	6
[背景]	6
[課題]	7
1. 文化芸術に触れる機会の提供と充実（文化権の保証）	
2. 子どもが文化芸術に触れる機会の拡充	
3. 人材の発掘・育成・支援	
4. 文化芸術環境の整備	
5. 歴史遺産・文化財の保護と活用・継承	
6. 文化芸術に関する情報発信の充実	
7. 文化芸術を活用した社会的課題の解決	
第3章 伊賀市がめざす姿	12
◎ 基本理念	12
◎ 基本方針	14
[各主体の役割]	16
1. 市民	
2. 地域	
3. 行政	
4. （公財）伊賀市文化都市協会等	
5. 事業者	
[各主体の協働]	19
[ビジョンの推進に向けて]	20
1. 伊賀市文化振興条例の制定	
2. 伊賀市文化振興審議会の設置	
3. 伊賀市文化振興プランの策定	

第1章 策定にあたって

〔趣旨〕

私たちのまち伊賀市には、美しい自然と長きに渡る人の営みが育んだ豊かな文化が息づいています。文化薫る伊賀市の風土は、先人のたゆまぬ努力によって今日まで大切に受け継がれてきました。文化芸術の担い手は私たち市民であり、一人ひとりが文化芸術振興の主役としてその歴史を大切にしながら次世代へと引き継ぎ、将来にわたり持続可能な文化都市を形成していく必要があります。

また、国は自主的な文化芸術活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的として、2017 年（平成 29 年）6 月に「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」として改正しました。さらに、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（※ 1）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（※ 2）というふたつの法律でもすべての人が文化芸術を創造・享受できると定めています。

文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや多様性を受け入れる心豊かな社会の形成につながるものであり、生きるための前向きな力を生み育てる大きな可能性を持っています。

また、文化芸術は人が人らしく生きるための原動力となり、人に夢を与え、未来を創造する力の源泉となるものです。

2018 年（平成 30 年）3 月に出された国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015 年（平成 27 年）に約 9 万 600 人であった伊賀市の人口は、2030 年（令和 12 年）には約 7 万 1 千人にまで減少することが予想されています。「第 2 次伊賀市総合計画」や「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり」を掲げ、人口減少に歯止めをかけ、将来に渡って持続可能な活力ある地域社会を創造することが位置付けられています。

人が住み続ける活力あるまちづくりには、文化芸術の振興が不可欠です。地域で生まれた文化は、ふるさとへの誇りや愛着を育み、人々の連携と豊かなまちづくりを進めるための基盤となります。

そのため、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われ、各地域の歴史や

※ 1 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成 24 年法律第 49 号）

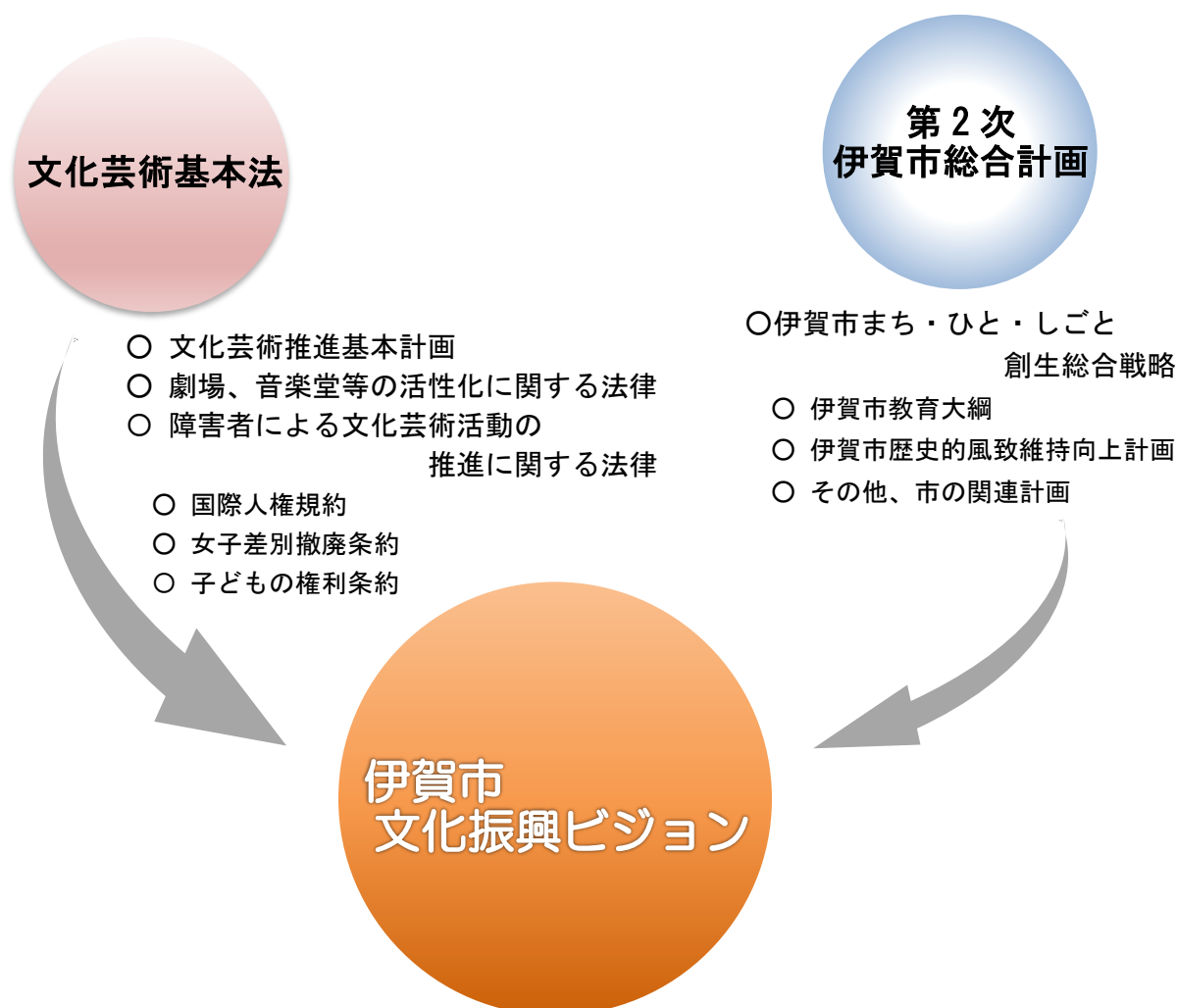
※ 2 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 47 号）

風土を反映しつつ、時代の流れも取り入れながら特色ある文化芸術の発展が図られなければなりません。地域の人々がいきいきと文化芸術活動に取り組むことは、地域課題を解決しまちづくりを推進するための原動力といえます。

こうしたことから、文化芸術振興を通じて、人々が豊かに暮らすことができる活力ある持続可能な伊賀市をめざし、長期的な視点に立って、文化芸術振興の基本的な考え方や文化施策の方向性を明確にするための「伊賀市文化振興ビジョン」を策定することとします。

1. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「第 2 次伊賀市総合計画」等に基づき、伊賀市の文化芸術のまちづくりや文化芸術の振興に関する理念と基本的な方向性を示すものです。「文化芸術基本法」をはじめ国の法律や計画を踏まえ、伊賀市の実情に即したものとするため、関連する市の個別計画との整合を図り、伊賀市がめざす文化芸術振興の施策の方向性を整理し、効果的に推進するための基本的な指針とします。



2. ビジョンの期間

本ビジョンは2019年（令和元年）度から概ね10年を目途とし、社会経済状況の変化などにより対応が必要な場合は適宜見直しを行います。

3. ビジョンで取り上げる「文化芸術」の範囲

文化芸術は、美術や音楽、文学等の創造や鑑賞にとどまらず、人が自然や社会との関係の中で身に付けていく価値観や、衣食住をはじめとする暮らしや立ち居振る舞いなど、人と人との生活すべてに関わっています。

文化芸術を感じ楽しむことは、「ひと」や「まち」にさまざまな好影響をもたらし、心豊かな社会、生活を形成することに大きな役割を果たすものです。本ビジョンで取組む文化芸術の範囲については、国の「文化芸術基本法」に例示されているものに準じ想定します。

4. ビジョンの対象と広域的な視点

本ビジョンの対象は、文化芸術の主たる担い手である市民をはじめ、地域、行政、公益文化団体、事業者など、市内のすべての個人と組織です。

また、文化芸術は人の交流により伝播し磨かれるものであり、伊賀市内だけでなく、さらに視野を広げる必要があります。伊賀市は鉄道、高速道路等の交通を通じて、多くの市民が県内はもとより、大阪、京都、名古屋方面との交流を持っています。こうしたことから、文化芸術の享受・創造活動においても、広域的な視点を考慮する必要があります。



芭蕉翁の旅姿を模した俳聖殿

【参考】文化芸術基本法に基づく区分

<第 8 条～第 14 条>

（ 芸 術 ） 文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術

（メディア芸術） 映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

（ 伝統芸能 ） 雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

（ 芸 能 ） 講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能

（ 生活文化、国民娯楽及び出版物等 ） 茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化，囲碁，将棋その他の国民的娯楽。出版物及びレコード等

（ 文化財等 ） 有形及び無形の文化財並びにその保存技術

（地域における文化芸術） 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章

伊賀市の文化芸術の特性（背景と課題）

〔 背景 〕

伊賀市は鈴鹿山系、大和高原、布引山系に囲まれた盆地で、水系は大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、山麓部では美しい渓谷が見られ、平地部にかけては清流が見られる豊かな自然環境に恵まれたまちです。また、伊賀は現在の琵琶湖のもととなった古琵琶湖が生まれた土地であり、母なる湖 琵琶湖を誕生させた地です。史跡上野城跡の南側には城下町としての街並みが残り、京都・奈良と伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道など、古来より交通の要衝として、特に江戸時代には城下町や宿場町として栄えてきました。その地理的・歴史的背景から、京・大和文化の影響を強く受けつつも独自の文化を醸成し、文化芸術活動のさまざまな分野で、優れた人材と作品が生み出されてきました。

文学や絵画、書などさまざまな分野で多くの偉大な文化人、芸術家が生涯を、またはそのひと時を過ごしています。

古くは、南北朝時代から室町時代にかけて能を大成した観阿弥の生誕地といわれており、毎年秋には上野城を背景に薪能を開催しています。

また、伊賀は松尾芭蕉の生誕地であり、幼い子どもから大人まで「芭蕉さん」と呼び親しみながら、その遺徳を偲び偉業を顕彰してきました。



小川破笠筆「芭蕉翁画像」

400 年以上受け継がれている上野天神祭のダンジリ行事は、「山、鉾、屋台行事」のひとつとして 2016 年（平成 28 年）11 月にはユネスコ無形文化遺産に登録されました。また、2017 年（平成 29 年）12 月には「伊賀上野城下町の文化的景観」が、日本イコモス国内委員会の「日本の 20 世紀遺産 20 選」に選ばれました。

他にも重要文化財を含むさまざまな文化財を有し、国指定伝統的工芸品の伊賀焼や、伊賀くみひもなどの伝統産業とつながるもの、日本遺産に認定された伊賀流忍者、国内有数の高石垣を誇る伊賀上野城など、観光とつながる資源が豊富にあります。

市民文化としては、市民が主導する文化イベントや事業が市内各所で開催されて

いるほか、絵画、音楽、俳句等さまざまな分野の文化サークルや個人活動が行われています。また、市主催の「伊賀市民美術展覧会」「市民文化祭」にも多数の参加が見られます。さらに、(公財)伊賀市文化都市協会が主催する公演等は、文化芸術の鑑賞の機会を提供し、その創造に大きく寄与しています。



伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）展示の様子（伊賀市文化会館ホワイエ）

しかし一方で、少子高齢化や急激な人口減少によりさまざまな分野でその担い手や指導者が減少しつつあり、また、視点を変えると、伊賀市の外国人人口は平成 30 年 11 月末で 5,307 人となっており、市の総人口に占める割合は 5.7%に達しようとしています。このため、伝統的文化を継承し、次世代への展望を持つことに加え、国際的な文化の融合にどう対応していくのかを考える時期に来ています。

〔 課題 〕

私たち市民はこれらの先人から受け継いだ宝である文化とその歴史を誇りとし、未来へ引き継ぎ、さらに素晴らしい可能性を引き出していかなければなりません。芭蕉翁が説いた「不易流行」の精神に則り、いつまでも変わらないものを慈しみながら、時代に合わせた新たな文化芸術を求めていくことが必要です。

しかし、現状では次のような課題を抱えています。

1. 文化芸術に触れる機会の提供と充実（文化権の保証）

年齢、障がいの有無、経済的な状況及び居住する地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞する、参加する、創造することは生まれながらの権利です。このことは、高齢者や子ども、障がい者、低所得者、子育てや介護世代、外国人などを含めたすべての市民が、文化芸術に触れることができるというだけでなく、一人ひとりが固有の文化的存在として生きることを認め合うことも意味します。このことは、基本的人権を守るという視点からも大切です。

また、さまざまな理由で時間的余裕がない人、文化芸術に興味がない人にも、文化芸術に触れるきっかけや機会を提供するため、アウトリーチを含むさまざまな方策を講じ、関心を誘発するよう努める必要があります。

このように、生涯を通じて文化芸術にかかわれるよう、ライフステージに応じた文化施策を展開することが望まれます。

2. 子どもが文化芸術に触れる機会の拡充



(公財)伊賀市文化都市協会
主催の子ども向けイベント

伊賀市の未来を支えるのは子どもたちです。コミュニケーション力や創造力、共感力など子どもたちに未来を拓く力をつけるのに、文化芸術が大きな効果を発揮すると考えられます。

大人になってから文化芸術に親しんでいる人は、子ども時代から文化芸術を体験していた割合が高いことから、子ども時代に文化芸術に触れる機会を充実させることが求められます。

3. 人材の発掘・育成・支援

市全域で高齢化や少子化が進行している中、それぞれの地域や活動分野で、文化芸術活動に参加する人が少なくなってきています。

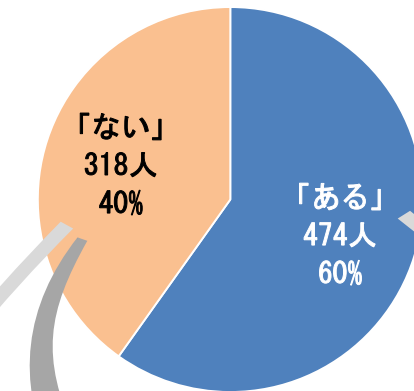
さまざまな文化活動を行う主体が、文化芸術活動を始めたい、継続させたいと思う個人、団体などに役立つ情報を収集・発信するとともに、文化芸術振興に関わるプロデューサーの発掘や育成、支援に取り組むことが必要です。

また、文化芸術振興事業や文化ホールの運営などにおいて、(公財)伊賀市文化都市協会が、積極的に活動し、市の文化芸術振興の牽引役を担っていくことが望まれます。

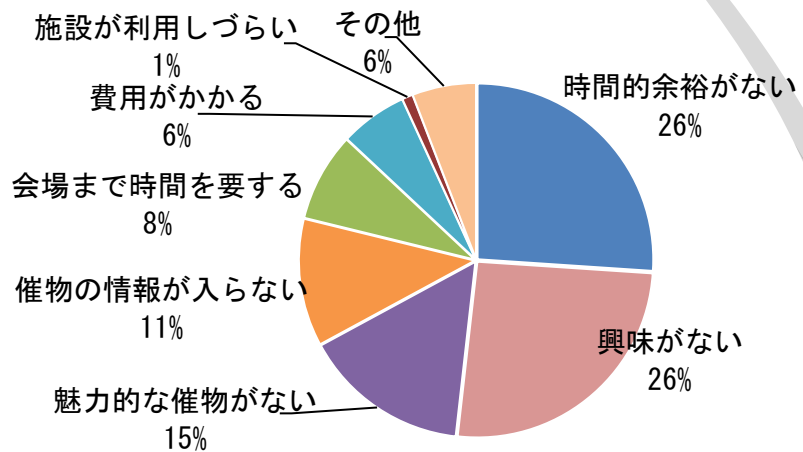


(公財)伊賀市文化都市協会主催の子ども向け
イベント

【この１年間で文化芸術の鑑賞をしたことがありますか？】

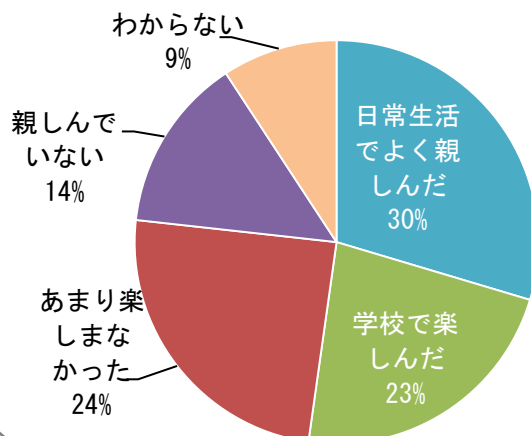


【「ない」と答えた人の理由】

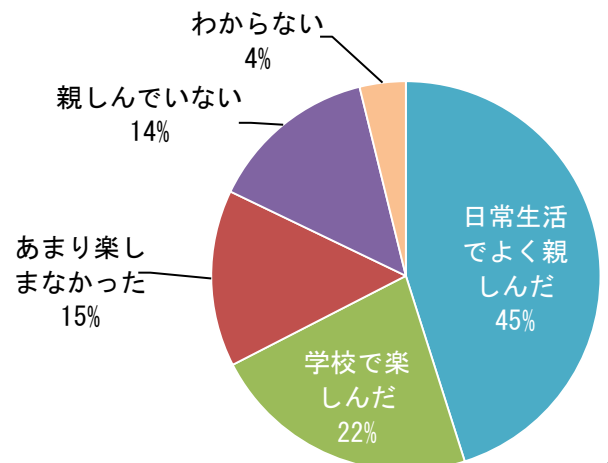


【子どもの頃、どの程度文化芸術体験に親しんでいましたか？】

この１年間で文化芸術の鑑賞したことが「ない」と答えた人の回答



この１年間で文化芸術の鑑賞したことが「ある」と答えた人の回答



資料：「伊賀市文化振興ビジョン策定のためのアンケート調査」（平成 30 年 9 月 5 日実施）

4. 文化芸術環境の整備

誰もが気軽に優れた文化芸術に親しんだり、文化芸術活動を行ったりするためには、文化ホールや博物館、美術館などをはじめとした施設の確保が欠かせません。

市内には、さまざまな文化施設があり、既存施設の機能・役割を見直し、目的に応じた新たな活用方法を検討するなどして、効果的な運営が図られることが必要です。

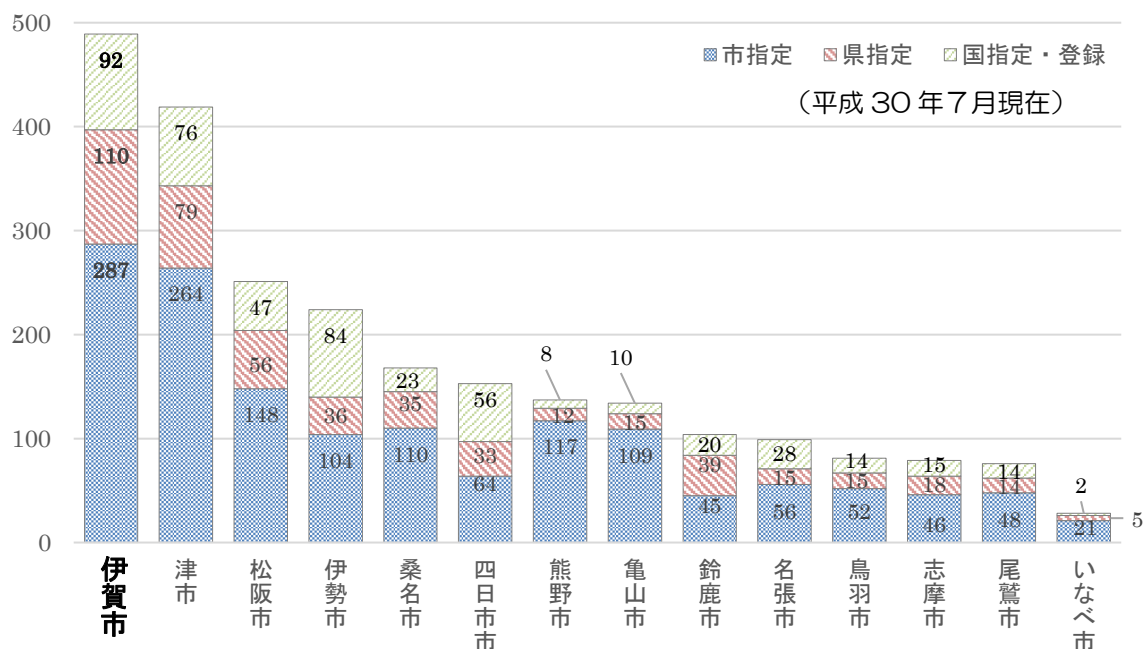
公共施設の中には、老朽化により安全安心な環境となっていない施設もあります。また、市内には同種の施設も多く、文化芸術を将来に発展させていくためには、人口規模、財政状況に見合った効率的な施設運営を意識し、持続可能な施設整備を行っていく必要があります。

5. 歴史遺産・文化財の保護と活用・継承

伊賀市には重要文化財や県・市の指定文化財、重要な建築物、史跡をはじめ、貴重な文化財が数多くあります。無形、有形文化遺産を保護するとともに建築物等は可能な限り文化芸術活動等の場として、さらには交流・まちづくりの資源として有効活用することが求められています。

また、地域で守り伝えられてきた歴史遺産、伝統文化、伝統行事、伝統芸能などを、次世代に継承していく必要がありますが、伝統行事等については、人口減少や高齢化に伴い、担い手が不足しつつあるのが現状です。

【三重県内 指定文化財数（国・県・市）】



6. 文化芸術に関する情報発信の充実

生活に情報通信技術が浸透し、インターネットや SNS など、情報通信手段の多様化が進んでいます。これらを効果的に活用した情報発信や情報共有により、文化芸術をまちづくりや産業に活かす取組みを促進していくことが望めます。

7. 文化芸術を活用した社会的課題の解決

文化芸術には、あらゆる人々に社会参加の機会をひらく社会包摂（※3）の機能があることを認識した上で、これまで社会的費用として捉えられてきた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的に必要な投資と捉え直すことが必要です。

また文化芸術は教育、福祉、まちづくり、観光・産業等、社会の幅広い分野へ波及力をもっており、それを視野に入れた施策を行うことが必要です。

※3 社会包摂：社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとりを援護し、社会の一員として取り込み支えあう考え方。



芭蕉翁記念館外観



ユネスコ登録された上野天神祭のダンジリ行事

第3章

伊賀市がめざす姿

～ 「不易流行」 が育む 心豊かなひと・まち ～

◎ 基本理念

芭蕉翁は、俳諧の理念として「不易流行」を唱えました。芭蕉翁の言う「不易」にあたるのは、時代を超えて継承され、変わることなく大切にされるべき伝統文化や芸能であり、「流行」は時代に応じて生まれたり変化したりする多様な文化価値といえます。

芭蕉翁の残した言葉として「俳諧は三尺の童^{はいかい}にさせよ^{さんせき}（※4）」というものがあり、幼い子どもの文化的可能性を認めています。子どもに対する文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、幼少期からの継続した教育活動の充実を図ります。

また、市民が自主的、主体的に活動し、文化芸術を支えることができるよう、行政はその活動をサポートし、気運づくりや環境の整備に取り組めます。

これらの実現のために市民や地域、行政、教育機関、事業者等がそれぞれの役割や責務を認識し、関連する各分野（子育て、教育、福祉・医療、地域づくり、観光・産業等）における施策と有機的に連携・協力することが必要です。また、地域の人々がいきいきと文化芸術活動に取り組める環境づくりを進め、持続可能なまちづくりへと繋がります。

こうしたことを踏まえ、伊賀市がめざす姿を ～「不易流行」が育む心豊かなひと・まち～ とします。

※4 芭蕉翁の高弟、服部土芳の著した『三冊子』に芭蕉翁の言葉として記されている。「俳諧は純粋な幼い子どもにさせるのがよい」という意味。

◇「ひと」を育む

- ✚ 年齢、障がいの有無、経済・社会的な状況、居住する地域にかかわらず、誰もが文化芸術に触れ、親しむことで、人と人との心のつながりや互いに理解しあう心、尊重しあう心を育みます。
- ✚ 文化芸術を通してコミュニケーションを活発にし、一人ひとりが担い手としての自覚を持ち、主体的に文化芸術創造に参加します。
- ✚ 豊かな自然と古から守り継がれてきた文化、歴史は地域の大切な資源であり、これら郷土のよさを知ることにより生まれる郷土愛を大切にします。

◇「まち」を育む

- ✚ 活発なコミュニケーションを通じてさまざまな人が交流するコミュニティを創出し、連帯感を醸成して、地域のアイデンティティ（※5）を生み出します。
- ✚ 観光や産業との連携により地域産業の振興と活性化を図り、文化芸術によって付加価値を付与することで、都市のアイデンティティの形成に繋がります。
- ✚ 市内外に積極的に情報発信を行い、交流人口を増やすことで、定住人口の減少を抑制します。

※5 アイデンティティ：他のものと区別される独自の性質や特徴



◎ 基本方針

1. 誰もが文化芸術に触れ合える機会を創出します

高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代などを含むすべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、福祉、医療、教育の各分野と連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。また、これまで文化芸術と縁が遠かった人が文化芸術を身近に感じられるきっかけとなる機会や場を提供します。

2. 子どもたちが文化芸術を体感できる機会を拡充します

文化芸術を楽しむ素地を作り、豊かな感性と創造性を育むため、文化芸術の鑑賞や体験、アーティスト等との交流など、文化芸術に親しむ機会を充実させます。また、学校教育との連携強化を図ります。

3. 担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぎます

担い手が減りつつある伝統文化や各分野の後継者が、意欲と誇りを持って活動できるよう、市民、地域、行政、事業者が、開かれた活動の場を作り、担い手の育成、定着に努めます。

4. 施設の整備・有効活用により、文化芸術環境を整えます

市民文化全体の発展を見据え、文化芸術活動を支えるため、効果的、効率的な施設のあり方を検討しながら文化芸術環境づくりを進めます。

5. 歴史と風土が育んだ文化芸術を継承し新たな文化芸術を創造します

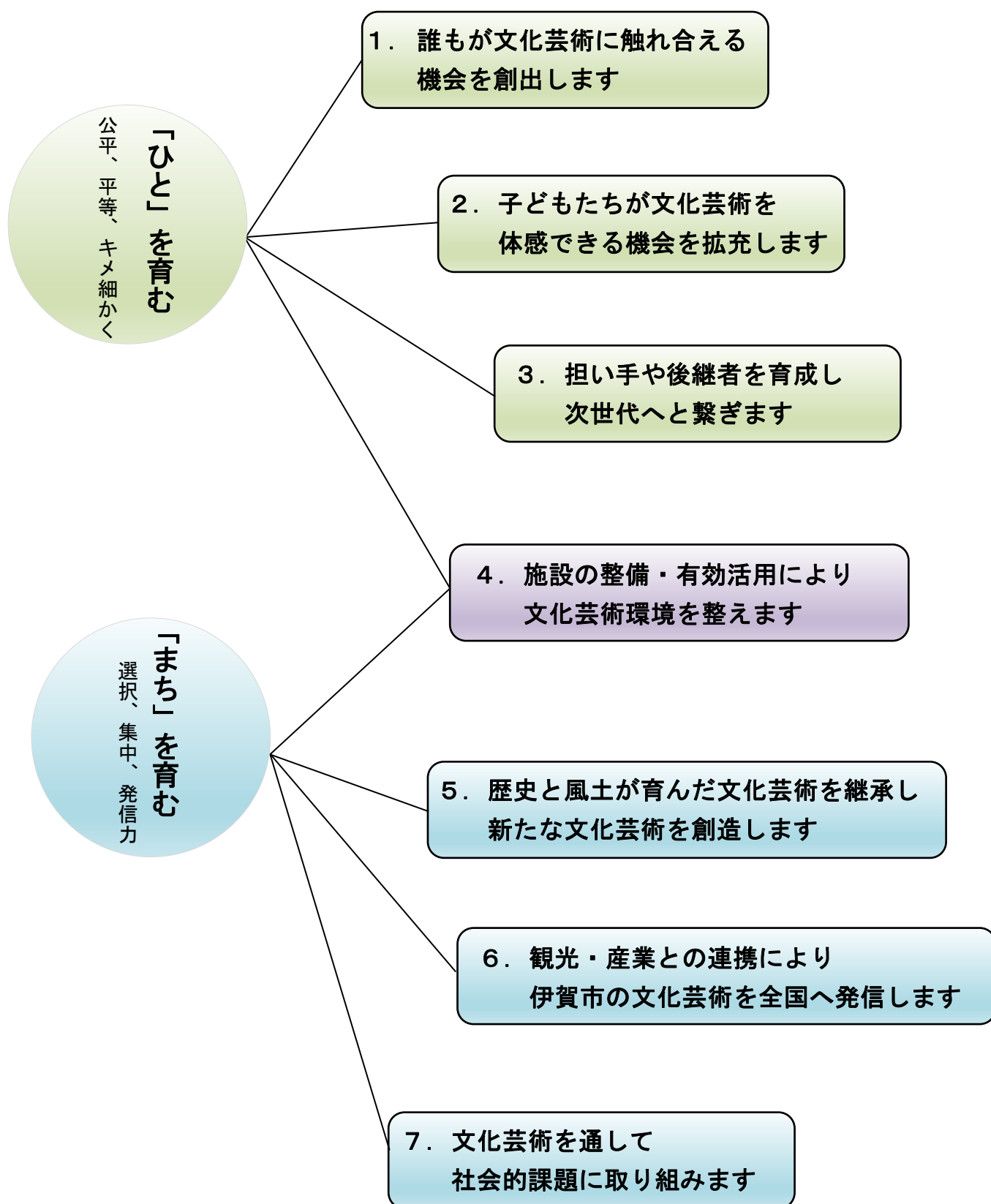
郷土の文化を知り市民の財産として分かち合うことで、伊賀市民としての誇りを育てます。伝統文化を守り先人を顕彰するとともに、先人が残した文化芸術の未来への持続的発展と、新たな文化芸術の創造に向け取り組みます。

6. 観光・産業との連携により伊賀市の文化芸術を全国へ発信します

文化芸術が育む創造性は、まちの付加価値を高め、都市ブランドを確立します。観光や産業の分野と連携を深め、伊賀市の持つ文化価値を発信します。

7. 文化芸術を通して社会的課題に取り組みます

伊賀市の社会的課題に対して、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力等の社会包摂機能を活かし、解決に取り組みます。



〔各主体の役割〕

1. 市民

(1) 私たち市民一人ひとりは、文化芸術の担い手として文化芸術に関心と理解を深め、主体的に関わる意識を持ち、その活動を通じて身に付けた創造的な文化芸術活動の成果をまちづくりに活かします。身近な人への呼びかけや活動への誘いなど、文化芸術活動に主体的に参加するよう努めます。

(2) 文化サークルや文化芸術団体は、団体としてより広い視点に立った活動により、だれもが文化芸術に親しめる豊かな地域社会づくりへの推進力となるよう努めます。

(3) 市内には、民間による文化芸術活動の場が自然発生的に生まれることがあります。こうした場合は、市民の文化芸術活動を活性化させる大きな効果があることから、積極的に関わります。



横光利一の顕彰を目的として開催される「＜雪解＞のつどい」

2. 地域

(1) 文化芸術は地域課題の解決に繋がることがあります。このため地域が、文化芸術団体の活動を通じて幅広い年代での積極的な交流活動を行い、まちづくり活動に活かします。

(2) 学んだ成果を地域の中で活かし合うことで、生きがいを持ち意欲を高めることにより地域力の高い社会形成をめざします。

(3) 地域とそこに住む人々は、地元の魅力、資源、伝統を知り、誇りに思い継承していく役割を担います。そのために地域に愛着を持てるよう地域づくり、人づくりに取り組みます。

3. 行政

(1) 文化芸術に親しむ機会づくり・支援

年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、市民のだれもが、文化芸術活動に参加できるようきっかけ作りや機会の充実に努めます。

幼少期から文化芸術に触れることで個性と創造力豊かな子どもを育むため、

保育園、幼稚園、小中学校等と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・発表の機会を積極的に提供するとともに、自主的な文化芸術活動、中高生や若者を中心とした文化芸術活動を支えます。また、これらの実現のために、(公財)伊賀市文化都市協会とともに関係団体と連携を進めます。



芭蕉翁記念館に来館した中学生に
展示解説をする市学芸員

(2) 文化施設の運営

だれもが文化芸術活動を行い、また鑑賞することができるよう、その拠点となる文化ホール等の文化施設について、計画的に整備を行い効率的で持続可能な運営を図ります。

(3) 文化資源の保護、継承、活用

豊かな自然環境の中で育まれ守り続けられてきた大切な財産である文化芸術や文化遺産は、郷土愛、魅力ある地域づくりにつながる貴重な文化資源です。これらをしっかりと次世代へと引き継いでいくため、市民とともに、保護、継承、活用の支援に努め、住民自治協議会や民間団体、NPO、民間企業などとの連携を図ります。

(4) その他公共施設の活用

図書館や博物館などの社会教育施設や、地区市民センターなどその他の公共施設についても、文化芸術活動の場として、さらに柔軟で高度な活用ができるよう検討します。

4.（公財）伊賀市文化都市協会等

- （１）伊賀市の文化政策を積極的に推進するため、市が 100%出資し設立された（公財）伊賀市文化都市協会は、文化事業の専門集団として、プロデュース機能を発揮し、優れた文化芸術の鑑賞機会の充実や、人材育成、文化芸術活動への支援などを行うとともに、豊かな文化資源を活用し、芸術文化の融合、創造に携わるための中心的な存在として、伊賀市の文化振興を総合的かつ継続的に取り組みます。また、文化財施設の利活用においては、さまざまな展示や公演活動を通じ、市民が芸術に触れる機会を提供するとともに、伊賀地域全体の魅力を発信します。
- （２）松尾芭蕉の偉大さを世界の人々や後世に伝えることを目的に、俳句の普及・啓発活動等を行う（公財）芭蕉翁顕彰会や、奨学援助や文化振興事業により人材の育成・学術芸術文化の振興を図る（公財）前田教育会など、各分野において専門性を持った文化団体は、その特色を活かし自主的な文化活動の推進に努めます。

5. 事業者

- （１）地域経済や社会福祉・医療、教育、コミュニティなど文化芸術は幅広い分野に大きな効用をもたらします。事業者は文化芸術を意識し、活動の機会や場の提供または専門的な知識や人材を効果的に活用し、市民文化の振興に寄与します。
- （２）企業の CSR 活動（※ 6）の一環として、文化活動への取り組みや事業支援を積極的に実施します。



伊賀市文化会館

※ 6 CSR活動：企業の社会的責任 (corporate social responsibility)

〔各主体の協働〕

- (1) 文化芸術の振興にあたっては、市民、地域、文化団体、事業者、行政など各主体がそれぞれの役割を自覚し、連携・協働します。
- (2) まちづくり、国際交流、福祉・医療、教育、観光・産業など各主体の特性を効果的に発揮、連携・協働し、豊かな発想を生み出します。
- (3) 文化芸術に関わる催し事をはじめ、ボランティア活動等の担い手、継承者の確保・育成を支援します。
- (4) 文化芸術活動に関する情報をだれでも気軽に利用できるよう、情報の収集・共有に努め、さまざまなメディアを活用し広く発信します。

各主体が協働し、伊賀市の文化・芸術・伝統文化などの魅力を高めることで、郷土愛が自ずと醸成されます。まちづくり、国際交流、福祉・医療、教育、観光・産業など幅広い分野に文化芸術の視点を取り入れ、価値や魅力を効果的に発揮し、文化芸術を感じられる景観や風情についても形成に努め、まちの魅力を高めます。

【協働のイメージ図】



〔 ビジョンの推進に向けて 〕

文化芸術振興は、私たち市民一人ひとりの主体的な行動の意識と機運を高め、市民意識の醸成とともに市民、地域、行政、事業者などの各主体がそれぞれの立場から役割と責務を担い協働して推進していくものです。

とりわけ文化芸術振興との関連が深い、教育、福祉・医療、観光・産業等との連携は不可欠であり、文化芸術振興施策をよく知る熱意のある市民や専門家を含め、有機的な連携・協働を図ります。

1. 伊賀市文化振興条例の制定

本ビジョンに基づき、市民、地域、行政、事業者等が協働して取り組む伊賀市の文化芸術振興政策の理念や文化芸術振興施策の方向性を明確にするため、伊賀市文化振興条例の制定を検討します。

2. 伊賀市文化振興審議会の設置

伊賀市文化振興プランについて提言や分析、進行管理（政策評価）を行う機関として、条例に基づく伊賀市文化振興審議会の設置を検討します。

3. 伊賀市文化振興プランの策定

本ビジョンを踏まえ、具体的に取り組むために、伊賀市文化振興プランを策定します。